

事 務 連 絡

平成19年8月2日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

「「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」
等の一部改正について」の一部訂正について」等の送付について

標記について、別添のとおり各地方社会保険局事務局、都道府県民生主管部
(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県老人医療主管部(局)老人医療主管課
(部)等あて連絡したので、関係者に対し周知を図られますようお願い致します。

事 務 連 絡
平成19年8月2日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保健主管課（部）
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）

} 殿

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

平成19年7月31日付官報に掲載された厚生労働省告示について、官報掲載事項の一部訂正が発行される予定ですので、あらかじめお知らせいたします。

ページ 段 行 誤 正

平成十九年七月三十一日（第四千六百三十六号）公布厚生労働省告示第二
百六十五号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用
の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の
一部を改正する件）
（原稿誤り）

十	三	七	ドキソルビシン	ドキソルビシン（エ イズ関連カポジ肉腫 の患者に投与するも のに限る。）
---	---	---	---------	---

事 務 連 絡
平成19年8月2日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保健主管課（部）
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）

} 殿

厚生労働省保険局医療課

「「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」等の一部改正について」の一部訂正について

平成19年7月31日付保医発第0731003号について、別添のとおり一部訂正がありましたのでお知らせいたします。

「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書の記載要領について」等の一部改正について」の一部訂正

誤	正
<p>第一 「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書の記載要領について」の一部改正について</p> <p>(1) 改正の背景 D P Cにおいては、制度の対象医療機関における医療提供の実態調査の結果に基づいて「厚生労働省が定める診療報酬請求書（平成18年厚生労働省令第138号。以下「診療報酬請求書」という。）」の設定後に保険導入された対象医療機関において、診療報酬点数表の改訂が行われているが、改訂された診療報酬点数表（平成19年厚生労働省令第92号。以下「診療報酬請求書」という。）により診療報酬を算定することとなるが、平成19年8月1日以前に当該診療報酬点数表を決定していた場合は、同日から医科診療報酬点数表により診療報酬を算定すること。</p>	<p>第一 「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書の記載要領について」の一部改正について</p> <p>(1) 改正の背景 D P Cにおいては、制度の対象医療機関における医療提供の実態調査の結果に基づいて「厚生労働省が定める診療報酬請求書（平成18年厚生労働省令第138号。以下「診療報酬請求書」という。）」の設定後に保険導入された対象医療機関において、診療報酬点数表の改訂が行われているが、改訂された診療報酬点数表（平成19年厚生労働省令第92号。以下「診療報酬請求書」という。）により診療報酬を算定することとなるが、平成19年8月1日以前に当該診療報酬点数表を決定していた場合は、同日から医科診療報酬点数表により診療報酬を算定すること。</p>